

ソフト対策の取組 土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法の概要

土砂災害防止法とは

土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り)から国民の生命をまもるため土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害防止対策基本方針の作成(国土交通大臣)

- 土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- 基礎調査に関する指針
- 土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- 特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施(都道府県)

- 土砂災害警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域等の指定(都道府県知事)

